

確認検査業務手数料の減額に関する運用基準

第1条（趣旨）

この確認検査業務手数料の減額に関する運用基準（以下「手数料運用基準」という。）は、株式会社G A I 建築確認（以下G A I という。）が別に定める「確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）第38条及び確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）第11条及び第13条の規定に基づき確認検査業務手数料の減額の実施に必要な事項を定める。

第2条（用語の定義）

この手数料運用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第3条（減額対象の顧客）

減額対象者は、G A I への前年度までの確認申請総件数が50件以上、100件以上、300件以上の者で引続いてG A I に確認申請を行おうとする者及び当該件数と同等以上の申請が見込まれるとしてG A I 取締役会で認められた者とする。

第4条（採用減額率）

採用減額率は、前第3条に定める前年度までの確認申請総件数が50件以上で100件未満の場合は一律5%、100件以上で300件未満の場合は一律10%、300件以上の場合は一律15%とする。

第5条（減額に関する覚書の締結）

G A I に確認申請を行おうとする顧客で第4条に定める減額率により確認申請手数料の割引を採用する場合は、あらかじめG A I と減額に関する覚書を締結するものとする。

第6条（減額に関する覚書の締結期限）

前年度3月末日まで又はG A I 取締役会で認められた日から前年度3月末日までとする。

第7条（減額に関する覚書の有効期限及び更新）

減額に関する覚書の有効期限は、原則として当該単年度とする。ただし、引き続きG A I に確認申請を行おうとする顧客で、第3条に定める当該件数及び第4条に定める当該減額率を満たしている場合にあっては、第5条に定める覚書を更新したものとする。なお、第3条に定める当該件数及び第4条に定める当該減額率を満たさない場合にあっては、改めて第5条に基づき覚書を締結するものとする。

第8条（手数料の一括請求）

第5条に定める減額に関する覚書を締結した場合の手数料の支払い方法は一括請求とする。ただし、G A I と顧客との間で合意した場合はこの限りでない。

第9条（別途協議）

この運用基準に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、G A I 及び顧客の信義誠実の原則に則り、協議のうえ定めるものとする。

附則

この運用基準は、令和2年10月1日より施行する。

この運用基準は、令和3年4月1日より施行する。

この運用基準は、令和3年6月3日より施行する。

この運用基準は、令和7年4月1日より施行する。

この運用基準は、令和7年6月20日より施行する。